

国際家族法学の展望

大 村 芳 昭

はじめに

一 演繹的体系と帰納的体系

- 四 國際家族法の現状
五 國際家族法学の展望
六 國際家族法講義の構想

- 二 國際取引法の場合
三 國際取引法の扱う領域

結語

はじめに

筆者は、大学では国際取引法と国際私法の講義を担当しているが、個人的に専攻分野は何かと尋ねられれば、「国際家族法」と答えるようになっている。しかし、国際取引法や国際私法が法学者の間では比較的の認知されている（といっても、決して正確に理解されているわけではなく、特に国際私法は、法学部の教員からも「国際司法」などという存在すらしない法分野と間違われることがないわけではないのだが）のに対し、国際家族法は、その名称 자체は馴染

みやすいにしても、内容的な理解の普及度という点では、国際取引法のレベルにすら達していないのではないか、という感想を抱くことが少なくない。これは、大学院に進学して以来、ずっとこの領域を専攻してきたつもりの筆者にとっては、まことにさびしいことである。

では、その原因はどこにあるのだろうか。この問い合わせに対する答えは、国際取引法という法分野がいかにして（少なくとも法学者の間では）比較的広く認知されるに至ったか、という点を考えていくとわかるような気がする。何故なら、国際家族法と国際取引法とは、法分野としての成り立ちや性格の点で、共通する部分を有するようにならざるからである。そして、国際家族法学の今後を展望するに当たっても、国際取引法という法分野は、とても価値のある「先例」を提供してくれるようと思われる所以である。

そこで本稿では、国際取引法を比較の対象としつつ、とりあえず筆者が、そて望むべくは他の国際家族法学を志す方々もまた、今後国際家族法ないし国際家族法学とつきあっていくに際して、斯学につきどのようなイメージを抱くことができるのか、そのおまかなか輪郭を描き出すことを目的とする。

一 演繹的体系と帰納的体系

一般的に言つて、学問分野の成立過程としては、次の二つのものが考えられる。その第一は、まず最初に非常に大きな学問領域を設定し（例えば法律学）、その中を、一定の抽象的な基準に従つて分類し（例えば、「国家と国民の間の法律関係を律する法＝公法」と「私人間の法律関係を律する法＝私法」）、その各々を、やはり何らかの抽象的な基準に従つて、より小さな単位に分類する（例えば、「私法の一般法＝民法」、「企業活動に関する法＝商法」など）、そし

て同様の作業を以下繰り返して、詳細な学問の体系を構築する、という過程である。このような形で成立する学問体系を、仮に、「演繹的学問体系」ないし「演繹的体系」と呼ぶことにしよう。

他方、もう一つこれとは異なる第二の成立過程を想定することができる。つまり、一定の現象ないし状況（例えば不動産取引）のもとで問題となる事柄（例えば契約、登記、担保、強制執行、課税など）を集め、それらを組み合わせて一つの学問分野（例えれば不動産法）とする、という過程である。このような形で成立する学問体系を、仮に、「帰納的学問体系」ないし「帰納的体系」と呼ぶことにしよう。

わが国の法律学は、明治以降、基本的には演繹的体系を基軸として生成発展してきた。これは、当時のわが国が主として（判例主導の英米法諸国ではなく）大陸法系諸国の法をお手本として法律の整備を進めたことに大きく影響されているものと考えられるが、それに加えて、わが国では、西欧的な法の考え方が一般の社会には容易に定着せず、しかも法学者の多くは自分たちの足もと（現実の社会で必要とされている法）よりも西欧（わが国が輸入した法、またはその母法）にばかり顔を向けていたため、帰納的発想を法律学に取り入れる土台があまり十分にはできていなかつたことも大きく影響したのではないかと筆者は考える。

しかし、第二次世界大戦後、わが国はアメリカなど英米法諸国の立法に大きく影響を受けるようになつてきたし、また、特に近年では、物・人・サービスの全世界規模の交流がますます盛んになり、わが国もその流れの中に確実に組み込まれている。となれば、大陸法の圧倒的影響下にあつた戦前に比べれば、大陸法的な発想（演繹的発想）ばかりに固執する理由はなくなつたはずであるし、また、現実に問題となつていてる社会現象の法的側面を全体的にとらえ、それを一つの法分野として構成する「帰納的」な発想は、法律学の中でも十分に求められる状況にい

至ったと言えるのではなかろうか。

二 國際取引法の場合

では、これまでに述べたことを踏まえて、法律学における「帰納的体系」の代表とも言える国際取引法の状況を概観してみることにしよう。

国際取引法が一つの独立した研究・教育分野として取り上げられるようになつたのは、一九五〇年代のアメリカ⁽¹⁾である。第二次世界大戦後のアメリカでは、国際取引や海外投資の急激な増大に伴つて、それから生ずる法律問題を解決する必要に迫られていた。そこで、国際的な法律関係を扱う法分野が注目されるわけだが、従来の考え方によれば、国際的な法律関係のうち、国家や国際組織に関する言わば公法的な側面を国際法が、私人間の契約などの法律関係、すなわち私法的な側面を国際私法が各々扱つてはいたものの、両者は明確に分断されており、しかもそれぞれが扱つてきた法領域は限られたものであつて、国際取引から生ずる法律問題を幅広く取り扱う法分野は確立していなかつた。そこで、国際法や国際私法に限らず、様々な法を包含する新たな研究領域ないし法概念⁽²⁾が提倡されるに至つた。今日我々が取り組んでいる「国際取引法」という領域が誕生する背景には、このような事情があつたのである。⁽³⁾

わが国でも、本格的な国際社会への復帰を経て、一九八〇年代頃から、「国際取引法」と銘打つた体系書が出版されるようになつた。それらは、「演繹的体系」に基づく法分野である国際私法の体系書の大部分が国際私法学者によって執筆されているのと異なり、学者や実務家といった比較的多様な属性の人々によつて執筆されているとい

う点で特徴的である。⁽⁴⁾ そして、学者として執筆・編集に関わってきた者のうちの大多数は、従来、国際取引に関する法律問題（特に私法上の問題）の検討を多く担ってきた国際私法学者であるが、民商法学者など、他の分野を専攻する執筆者も決して少なくない。

では、それらの体系書は「国際取引法」をどのように把握しているのだろうか。まず、大部分の体系書は、「国際取引法」という法領域について確立した定義は存在しない」と考えている点で共通しているように思われる。⁽⁵⁾ ただ、これも多くのものが指摘しているところによれば、国際取引法の把握の仕方としては、主として二つの考え方がある。その第一は、国際取引法を「統一私法や国際私法を中心とした国際取引に対して適用される私法の体系」⁽⁶⁾ と考えるものである。これは、国際取引法を私法の枠内にとどめようとするものであり、国際取引法の概念を比較的狭く限る考え方であると言つことができよう。他方、第二の考え方は、国際取引法を「物品・金銭・資本・技術の移動、役務の提供等を内容とする国境を越える取引に関する法」と考えるものである。⁽⁷⁾ これは国際取引法を私法の枠にも国内法の枠にも拘束させず、およそ国際取引に関する法律のすべてを検討対象にしようとするものであり、国際取引法の概念を広げようとする考え方であると言つことができよう。そして、多くの体系書は、この第二の考え方を支持し、それを前提として執筆されている。

三 国際取引法の扱う領域

このように、国際取引法の概念を広いものとして捉える考え方がかなり有力であるということはできるとして、各々の体系書が実際に扱っている内容には、様々なバリエーションがある。その例をいくつか挙げてみよう。

まず、澤田壽夫他『國際取引法講義』（有斐閣・一九八二）は、「國際取引法序論」に続いて、「國際的動産売買」「國際的支払」「國際的貸付・投資」「國際的技術移転」「運送・保險」「輸入制限・ダンピング規制」「國際取引と獨占禁止法」「國際取引に伴う紛争の解決」「國際取引と課税問題」の順に論じている。各方面の専門家がそれぞれの部分を担当している点が特徴的である。

山本敬三『國際取引法』（学陽書房・一九八四）は、やはり「國際取引法序論」に続いて、「國際取引契約」「國際投資」「國際取引の決済」「國際取引と脱法行為」「國際取引の紛争解決」の順に論ずる。

岩崎一生『國際取引法要説』（同文館・一九九〇）は、「國際取引と國際取引法」に始まり、「國際取引の主体に関する法」「國際取引の客体に関する法」「國際取引契約法」「國際取引紛争の処理」の順に論ずる。國際取引法と題してはいるが、内容的には専ら國際私法（國際民事訴訟法を含む）を扱っている点が特徴的である。

松枝迪夫『國際取引法』（三省堂・一九九三）は、「國際取引と法」にはじまり、「國際取引に関する法」「國際活動の当事者」「海外進出の事業形態」「米国の裁判制度の特色」「独占禁止法」「知的財産権」「製造物責任」（以上を包括して「國際法務編」と題している）「國際取引と契約」「國際売買契約」「國際販売店契約」「合弁契約」「ライセンス契約」「準拠法」「國際紛争の解決」（以上を包括して「國際契約編」と題している）の順に論じている。

絹巻康史『國際取引法入門』（同文館・一九九五）は、「國際取引法とは何か—國際取引法序論—」に続いて、「取引の開始—申込と承諾—」「取引には商慣習がある—援用可能統一規則—」「契約の成立—契約の内容と当事者—」「貿易取引契約（二）—國際売買契約—」「貿易取引契約（二）—プラント輸出契約—」「統一売買契約法—国連物貿易売買条約—」「國際物品運送契約」「國際貨物保險契約」「國際取引の決済（二）—取立統一規則—」「國際取引の

決済（二）——信用状統一規則——」「国際取引と公法的規制——公法の介入——」「技術取引の保護と技術の責任——国際技術移転、製造物責任法——」「国際的な資本移動——投資と貸付——」「紛争に出会う——準拠法、訴訟、仲裁——」の順に論じている。

松岡博編『現代国際取引法講義』（法律文化社・一九九六）は、「国際取引法序論」に続いて、「国際売買」「国際運送・保険」「国際的支払・送金」「国際金融」「国際取引と企業活動」「国際取引と知的財産」「製造物責任」「国際取引法と独占禁止法・証券取引法・ダンピング規制」「外国貿易・為替規制（管理）」「国際取引と課税」「国際取引紛争の解決手続」「国際取引の法務」の順に論じている。

山田鐸一・佐野寛『国際取引法〔新版〕』（有斐閣・一九九八）は、「序論」「国際取引の当事者」「国際的な物品の売買」「プラント輸出および国際技術移転」「国際投資」「国際取引紛争の解決」の順に論じている。

最後になるが、田中信幸『新国際取引法』（商事法務研究会・一九九八）は、「国際取引と国際取引法（その中には「国際取引」と「国際取引法」を含む）」に始まり、「国際取引契約（国際取引契約の基礎）」「国際売買契約」「国際技術援助契約」「国際合弁会社契約」を含む）」「国際企業組織と国際課税（国際企業組織」「国際課税」を含む）」「国際商事紛争（国際民事訴訟」「国際商事仲裁」「政府調査」を含む）」の順に論じている。

これらを全体的に眺めてみると、ほぼ共通して扱っている内容と、特定のまたは少数のものが扱うに過ぎない内容とがあることがわかる。後者については、特に本稿で言及する必要は認められないで、ここでは割愛する。他方、前者に属するものとしては、国際取引法の定義・概念・内容・範囲などに関するもの、⁽⁸⁾国際取引の主体（個人・法人・国家など）に関するもの、国際取引の各類型（国際売買契約、国際運送契約、国際保険契約、技術移転契約、

国際合弁契約など)」ことの考察、国際取引紛争の解決（訴訟・仲裁など）に関するもの、そして、国際取引に関連する公法や国際法（特に経済法や租税法）に関するものがある。このよつた内容が、とりあえず現時点では、国際取引法の標準的な内容と「ことになりそつである。⁽¹⁰⁾

四 国際家族法の現状

これまで国際取引法につき検討してきたことは、国際家族法という法分野を確立させていくに際しても、十分に参考に値するものと思われる。特に、「帰納的体系」としての国際家族法学を構築していくには、これまで述べた国際取引法の体系を参考にして、その内包や外延を設定していくことが有益であると考える。そこで、これまで述べた国際取引法の体系を念頭に置いて国際家族法の体系を考えると、それは「国際家族法の定義・概念・内容・範囲など」「国際家族の主体に関する問題」「国際家族に関する法律行為等の各類型（国際結婚、国際離婚、国際認知、国際養子縁組など）」ことの考察」「国際家事紛争の解決」「国際家族に関する公法や国際法（国籍法、入管法、外登法など）」を内容として含む法体系である、ということになろう。しかし、そのよつた意味での「国際家族法」という法分野が、現時点で成立ないし確立しているか、と問われると、筆者は若干自信がない。以下、わが国で公刊されている書物を題材にして、この点につき述べることとする。

確かに、国際家族法に關係する領域について扱つた書物は、我が国でもある程度は出版されている。まずは、比較家族法を扱つたものがある。例えば、黒木三郎監修『世界の家族法』（敬文堂・一九九二）、木村三男監修・竹澤雅二郎他編著『涉外戸籍のための各国法律と要件』（日本加除出版株式会社・一九九六）などがそうである。これら

は、国際家族法について考える上で比較法的視点が重要である」とを認識させてくれる点ではとても価値があるし、現実の涉外家事事件について検討する上でも、外国の家族法制の知識を得ることは不可欠である。しかし、比較法的視点だけでは、これまでに述べたような意味での「国際家族法」の内容の一部を構成し得るに過ぎない。

次に、国際私法の一分野としての国際家族法を扱ったものがある。例えば、笠原俊宏『国際家族法要説 新版』（高文堂出版社・一九九七）、横山潤『国際家族法の研究』（有斐閣・一九九七）、溜池良夫『国際家族法研究』（有斐閣・一九八五）、石黒一憲『国際家族法入門』（有斐閣・一九八二）などがそうである。確かに、国際的な家族関係を扱う上で、国際私法は重要な法分野の一つではある。しかし、国際私法が主として対象にしているのは涉外的私法関係であるが、国際家族法を包括的に把握しようとすれば、どうしても公法の領域（例えば入管法など）に踏み込まざるを得ないのであり、これらの書物がそこまで十分にフォローしていないという点は否めない。

第三に、国際的な家族に関する特定の法分野を扱うものがある。例えば、国籍法に関する多くの体系書・専門書など（個別の参照はここでは省略する）のほか、奥田安弘『家族と国籍』（有斐閣・一九九六）などがそうである。これらは、確かに国際家族法にとって重要な内容を含んでいるのだが、あくまで特定の法分野に焦点を当てているという点で、国際家族法の全体を眺めるための道具にはならない。

これらに対して、現時点で最も広汎に国際家族法上の問題を扱っているのが、第四として示す、国際的家族関係に關わる法律実務を扱った一連の書物である。例えば、榎本行雄編『詳解 国際結婚の手引き』（明石書店・一九九七）、山田鎧一他『わかりやすい国際結婚と法』（有斐閣・一九九〇初版）、鳥居淳子他『くらしの相談室 国際結婚の法律Q&A』などがそうである。これらは、国際家族に關わる広範囲の法を題材にしているという意味では、

「国際家族法学」に対しても多くの有意義な材料を提供してくれるものと思われる。ただ、残念ながらそれらは学問的要求によつて生み出されたものではないため、その内容や執筆方法はいわゆるハウツー本的なものになりがちであり、それらを学問的見地から見る場合には、それなりの注意が必要であると言えよう。

五 国際家族法学の展望

以上に述べたことを踏まえた上で、筆者は、わが国における国際家族法学の体系化はまだ十分には行われていないものの、その体系的構築への道はそれほど遠いものではないと考えている。何故なら、「国際家族法」という看板はまだ確立されていくとも、実質的には国際家族法の総合的研究に近いものがいくつかの形で既に行われているからである。

その第一は、学者や実務家（行政書士など）による執筆活動である。特に、先に第四の類型として挙げた一連の書物は、国際結婚等から生ずる法律上の問題につき、実務のレベルで役立つことを意図して執筆されているとはいえる、それらは結果的には、国際家族が直面する様々な法律問題をある程度包括的に取り上げて解説しているという意味では、国際家族法学の実務版を実践していると言えなくもない。従つて、それらの書物を取り上げられている項目の多くは、体系的学問としての「国際家族法学」を構築するに際しても是非取り込むべきものであると言つてよいように思われる。ただ、それらは言わばハウツー本的な性格を有するため、論理的体系性という意味では、不十分な点があることを認めざるを得ない。従つて、それらを国際家族法学において用いる場合には、扱われている個々の内容を論理的・体系的にまとめて、国際家族法学の鳥瞰図を描き出そうとする基本的な姿勢が必要となるで

あろう。

続いて第二は、国際私法に関する判例研究会の活動である。例えば、主として東京およびその周辺の国際私法学者が集まつて活動が続けられている「涉外判例研究会」では、他の国際私法関連の判例とともに、国際家族法関係の判例もしばしば取り上げられている。そしてそこでは、実際の判例を検討する必要上から、外国の家族法や手続法、わが国の入管法、国籍法など、様々な分野の法律についてある程度はコメントせざるを得ない。研究会の性質上、中心的な論点はどうしても国際私法上のものに限定される傾向が生じざるを得ないという状況は存在するものの、たとえ隨的にではあっても、国際家族をめぐる様々な法分野の問題を一括して議論する場があることは、国際家族法学の構築にとっても大きな力となりうるようと思われる。

そして第三は、市民団体による活動である。現にわが国には、国際結婚をしている人々が少なからず生活しているが、それらの人々のニーズに応じる形で、国際結婚の当事者などによるグループ活動が行われている。例えば、「ぶなのもり」は、国際結婚カップルなどの相互交流をはかるなどの諸活動を積極的に行い、ニューズレターや資料などを出している。その一方で、いわゆる日比国際児の問題など、国際家族に関連する人権問題に取り組む市民団体もある。例えば、「国際子ども権利センター」は、「子どもの権利条約」の理念の実現のために設立された民間ボランティア団体であり、市民教育活動や出版活動などを行っている（国際子どもの権利センター編『日比国際児の人权と日本』（明石書店・一九九八）を参照）。これらの活動は、第一に挙げた執筆活動と同様に、必ずしも学問的動機による活動ではないものの、その扱う法領域は広汎に及んでおり、国際家族法学の構築にとっても重要な材料を提供してくれそつである。

以上の三つをあわせて考えると、国際家族法の体系的構築のためには、実際のケースに直面している人々の生の需要を重視しつつ、それを論理的に再構築して学問としての整合性のある体系を築く必要があり、そのためには、学者・法律実務家・国際家族の当事者などが発進する情報をうまくつなぎ、まとめあげていく地道な作業が欠かせない、ということになるのではなかろうか。

六 国際家族法講義の構想

本稿を締めくくるにあたって、大学での授業（講義）科目としての国際家族法について考えてみたい。筆者は、現在、大学で「国際家族法」という独立の講義が行われている例を知らない。おそらく、「国際家族法学」の対象となる各々の法分野は、それぞれ從来から存在してきた科目の中で扱われることになつているのだろう。講義に限定せずに考えても、筆者の知る限りでは、演習科目として国際家族法が取り上げられたケースがあるという程度である。^{〔13〕}

近い将来、筆者が国際家族法の講義を担当することになるかどうかは不明である。しかし、いやしくも国際家族法を専攻していると自任している以上、少なくとも筆者なりの「国際家族法講義」の骨格程度は固めておく必要があるのではないかと思う。そこで、本稿においてこれまでに述べてきたことを念頭に置いた上で、筆者が「国際家族法講義」で何を扱つかを考えておきたい。

まず最初に、「国際家族法とは何か」という点を押さえる必要がある。これは、国際私法や国際取引法についても、あるいは他の法律科目についても同様に言えることであろうが、とりわけ、国際家族法のようななじみの薄

い科目については、この点を印象づけておくことが肝要であるようと思われる。具体的に取り上げる項目としては、「国際家族法の概念」「国際家族法の領域」「国際家族法の法源」「他の法分野との関係」などが挙げられよう。次に、「国際家族法の主体」について検討したい。国際取引法の場合と異なり、国際家族法では、その主体は自然人（個人）に限られるから、ここではあまり取り上げる内容がないようと思われるかもしれない。しかし、個人の属性として、国際家族法上問題になるものがないわけではない。具体的には、準拠法や裁判管轄の決定などとの関係で、国籍や住所、宗教的帰属、人種・民族などがある。これらの概念の整理や、それらが法律上どのような形で問題となるのか、という点を把握しておくことは、国際家族法の理解にとって重要な基礎事項であると思われる。

第三に、「国際的（「涉外的」といつてもよい）家族関係の内容」を概観したい。一口に家族関係といつても、その中には、婚姻とその解消・内縁とその解消・実親子関係（嫡出親子関係と非嫡出親子関係）・養親子関係・後見・相続・遺言など様々なものがあり、その各々が法律上異なる形で問題提起をしてくる。そこで、国際的家族関係の中身について早いうちに整理しておくのが便宜にもかなうよう思われるのである。

第四としては、「国際的身分行爲」を扱いたい。上記「第三」の内容を踏まえた上で、涉外的身分行爲（婚姻・養子縁組など）の各論を論ずるわけである。もちろん、その場合には、比較法的観点と、抵触法（国際私法）的観点、それに国際民事訴訟法的観点を常に忘れないようにしておきたい。

第五としては、「国際的家族関係と登録」と題して、涉外戸籍と外国人登録に関する問題を扱いたい。戸籍は明治三一年の民法典施行以後、日本国民の身分関係を登録・把握する公的な帳簿としての性格を持ちつづけており、

他方、外国人登録簿は、わが国に在留する外国人の居住関係および身分関係を登録・把握する公的帳簿であり、特にいわゆる「在日」の人々との関係では、近年の外登法改正（指紋押捺義務の一部免除と家族事項記載の新設）により、身分関係を把握する道具としての性質を強めている。この二種類の帳簿を通して、わが国の「国際化」の中身を問うところまで話を持っていきたいというのが、筆者の希望である。

第六に、「国際的家族紛争の処理」と題して、調停・審判・訴訟などの家事紛争解決手段が、国際的な家族との関係でどのように用いられ、そこからどのような問題が生じていているのか、という点をフォローしてみたい。

最後に第七として、「国際的家族をめぐる法的規制」と題して、これまでに扱つてこなかつた他の法分野について、国際的家族との関係で問題になる点を取り上げたいと思う。具体的な内容としては、出入国管理法などを想定している。また、実際にどのような形で取り上げるか不明だが、国際結婚や国際養子縁組の斡旋をめぐる問題にも言及できれば、と考えているところである。

結語

以上、はなはだ急ぎ足の不十分なものではあるが、筆者が現在国際家族法について考えていることを述べてみた。従来、国際的な法律関係を扱う分野は、「国際法」と「国際私法」との単純な二元構造から、「国際経済法」「国際労働法」「国際取引法」などの分化の方向へと進展してきた。今後、それらがどのような展開を見せるのか、現時点では十分に判断できないが、少なくとも、「演繹的法体系」から「帰納的法体系」へのシフト（重点の移動）という傾向は、今後もしばらく続くのではないかと考える。そして、それに対する「演繹的法体系」からの反作用

とあいまつて、国際家族法の研究や教育がますます盛んになることを、筆者としても願つてやまない。勿論、筆者としても、微力ながら今後とも努力を続けていくつもりである。

- (1) 松岡博編『現代国際取引法講義』(法律文化社・一九九六)二頁。
- (2) 「トランクナル・ロー」や「インターナショナル・リーガル・スタディーズ」など。
- (3) 山本敬三『国際取引法』(学陽書房・一九八四)一三〇一五頁参照。
- (4) 例えば、学者の手によるものとしては、山本・前掲注三、松岡・前掲注一、山田鎧一・佐野寛『国際取引法「新版」』(有斐閣・一九九八)などがあり、その一方、企業などで国際取引に関わった経験のある実務家または元実務家(実務経験の後学者になつた者を含む)の手によるものとしては、岩崎一生『国際取引法要説』(同文館・一九九〇)、松枝迪夫『国際取引法』(三省堂・一九九三)、絹巻康史『国際取引法入門』(同文館・一九九五)、田中信幸『新国際取引法』(商事法務研究会・一九九八)などがある。なお、学者・実務家の双方が混在するものとして、澤田壽夫他『国際取引法講義』(有斐閣・一九八二)がある。
- (5) 例えば、松岡・前掲注一・一頁は、「国際取引法は新しい法分野であり、その定義、内容、範囲についてはいまだ必ずしも意見が一致しているわけではない。」としている。また、山田・佐野・前掲注四・一〇頁(注)は、「国際取引法をどのように定義するかについては、今日、まだ確立された見解が存在しているわけではなく、各研究者の問題関心から便宜的に定義がなされているのが現状である。」としている。さらに、松枝・前掲注四・一〇頁も、「現在、国際取引法の定義については確立した説はない」としている。これら以外の体系書でも、類似の指摘が少なからず見受けられる。
- (6) 山田・佐野・前掲注四・一〇頁(注)。
- (7) 澤田他・前掲注四・二頁。ただ、ここでの表現だけでは、その意味するところは必ずしも明らかでないが、その後

の説明（特に一四頁以下）からすると、同書が国際取引法を私法の領域に限定せず、経済法や租税法、国際法など様々なる法分野を包括するものとして考えていることがわかる。

(8) 澤田他の「国際取引法序論」（中でも「国際取引法の概念」の部分）、「岩崎の「国際取引と国際取引法」」、松枝の「国際取引と法」、絹巻の「国際取引法序論」とは何か—国際取引法序論—」、松岡編の「国際取引法序論」、山田・佐野の「序論」、田中の「国際取引と国際取引法」（中でも「国際取引法」の部分）」などがこれに相当する。

(9) 山本の「国際取引法序論」（中でも「国際取引の主体」の部分）、「岩崎の「国際取引の主体に関連する法」」、松枝の「国際活動の主体」、絹巻の「契約の成立—契約の内容と当事者」（中でも「国際取引の当事者」の部分）、「国際取引と企業活動」（中でも「法人の涉外問題」の部分）」、山田・佐野の「国際取引の当事者」、田中の「国際取引契約の基礎（中でも「契約の当事者」の部分）」などがこれに相当する。

(10) 澤田他の「国際的動産売買」「国際的貸付・投資」「国際的技術移転」「運送・保険」、山本の「国際取引契約」「国際投資」、松枝の「国際売買契約」「国際販売店契約」「合弁契約」「ライセンス契約」、絹巻の「貿易取引契約（一）—国際売買契約」「貿易取引契約（二）—プラント輸出契約」「統一売買契約法—国連物品売買条約」「国際物品送契約」「国際貨物保険契約」「技術取引の保護と技術の責任—国際技術移転、製造物責任法」（特に前半）、「国際的な資本移動—投資と貸付」、松岡編の「国際売買」「国際運送・保険」「国際金融」「国際取引と知的財産」、山田・佐野の「国際的な物品の売買」「プラント輸出および国際技術移転」「国際投資」、田中の「国際取引契約（中でも「国際売買契約」「国際技術援助契約」「国際合弁会社契約」の部分）」などがこれに相当する。

(11) 澤田他の「国際取引に伴う紛争の解決」、山本の「国際取引の紛争解決」、「岩崎の「国際取引紛争の処理」」、松枝の「準拠法」「国際紛争の解決」、絹巻の「紛争に出会う—準拠法、訴訟、仲裁」、松岡編の「国際取引紛争の解決手続」、山田・佐野の「国際取引紛争の解決」、田中の「国際商事紛争（「国際民事訴訟」「国際商事仲裁」「政府調査」を含む）」

などがこれに相当する。

(12) 澤田他の「輸入制限・ダンピング規制」「国際取引と独占禁止法」「国際取引と課税問題」、松枝の「独占禁止法・絹巻の「国際取引と公法的規制—公法の介入—」、松岡編の「国際取引と知的財産」「国際取引法と独占禁止法・証券取引法・ダンピング規制」「外国貿易・為替規制（管理）」「国際取引と課税」、田中の「国際企業組織と国際課税（国際企業組織」「国際課税」を含む）」などがこれに相当する。

(13) 立教大学法学部では、一九九八年度、前期の演習科目として「国際家族法演習」が開設され、その実質的な担当者を筆者が務めた。内容としては、前半で比較家族法を扱い、婚姻や養子縁組などのいくつかの項目について、予め決めた数カ国の法律を比較しながら議論した。後半では、渉外的家族関係をめぐって具体的に生ずる問題点（トピック）を取り上げ、議論した。比較家族法の部分でやや授業の進行がもたついた、との反省から、もし今後同様の授業を担当する機会があれば、とりあげる項目や国・地域、進行手順などの面でもう一工夫する必要があるよう思う。